

平成30年第9回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年9月26日)

召集年月日 平成30年9月26日(水)

召集の場所 里山文化交流センター

開会 平成30年9月26日 午後3時00分

閉会 平成30年9月26日 午後3時35分

出席農業委員(8名)

1番 早川和夫(会長) 2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本修 9番 細川正博
10番 木村憲雄 14番 古池洋子

欠席委員(4名)

6番 神野淳一 8番 松宮重信(職務代理) 11番 櫻井隆治
12番 松井厚雄

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第28号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第11号 農地変換届について

事務局長 みなさんご苦労様です。
ただ今から、平成30年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
6番 神野委員、8番 松宮委員、11番 櫻井委員、
12番 松井委員の4名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案と報告1件を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、平成30年 第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、4番 岡委員さんと5番 山本委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長 日程2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とし

ます。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第27号は、〇〇の〇〇氏の所有する農地を、〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。
(議案朗読)
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員 はい。
この申請につきましては、21日に早川会長と現地を確認いたしました。
当該農地は、現在も〇として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について を議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第28号は、〇〇の〇〇〇〇氏が所有する農地に、同氏が〇〇〇〇を〇〇するため転用するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
議案第28号は、申請人が〇〇した〇から〇〇した農地に〇〇〇〇を〇〇するものでありますが、当該農地の所有者は申請人の他に申請人の〇及び〇〇がいるため、当該申請については他の所有者の同意を得ております。
この申請地の農地区分につきましては、申請地は「水、下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する農地」として第3種農地に該当します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

山本委員 はい。
この申請につきましても、21日に早川会長と現地を確認いたしました。
〇〇〇〇を〇〇するための転用とのことで、現在、申請人が所有する土地に申請地以外に〇〇〇〇を〇〇できる広さのある土地はなく、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 盛土や工期はどのような予定か。

書記 盛土は現在の高さから〇〇cm、工期は転用許可後から約

〇〇の予定となっています。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第28号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権^{しやうたいしゃくけん}設定許可申請審議についてを議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。
議案第29号は、〇〇の〇〇〇〇氏が所有する農地に、〇〇で〇〇の〇〇〇〇氏が〇〇を〇〇するため転用するものがあります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい。
(議案朗読)
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏の〇〇により、新たに〇〇を〇〇することに併せ、当該申請地の所有者の〇〇氏の家族の〇〇〇が不足しているため、〇〇〇も新たに〇〇するものであります。
この農地につきましては、農振農用地にありましたが、平成30年度第6回おおい町農業委員会議案第21号「大飯農業振興地域整備計画の変更について」で今回の申請と同じ目的により計画の変更を行っており、現在農用地から除外され

ております。

この申請地の農地区分につきましては、「住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている区域に近接する10ha未満の区域にある農地」として第2種農地に該当します。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

山本委員 　　はい。
この申請につきましても、21日に早川会長と現地を確認いたしました。

〇〇の〇〇の〇〇のための〇〇の〇〇に併せ、他の家族分の不足する〇〇〇を〇〇するための転用とのことで、現在、申請地以外に〇〇及び〇〇〇を〇〇できる土地はなく、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長 　　ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 　　ご異議がないようでございますので、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5]

議 長 　　日程5 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第30号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。
(議案朗読)
今回の設定は、借受人の始期が平成30年10月1日からの3件でございます。
この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

山本委員 はい。
本件につきましても、21日に事務局より利用権設定の経緯の報告を受けまして、問題ない農地であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
それでは、議案第30号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第30号 農

業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 6]

議 長 日程6 報告第11号 農地変換届について を議題とします。事務居から説明をお願いします。

局 長 報告第11号は、〇〇地域の〇筆を畑にする届でございます。
詳細につきまして、書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

細川委員 「〇〇〇〇一〇一〇」の農地は県外の方の所有であるが、だれが耕作するのか、また、縦横断面図の所有者と申請者が違うのはなぜか。

次 長 隣地の農地の所有者及び耕作者である〇〇〇〇氏が耕作しています。また、農地の所有者は登記上〇〇氏ですが、死亡され、申請者の〇〇氏は相続人として戸籍を添付して申請しています。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成30年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。